

成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための施策の速やかな実現を求める会長声明

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号。以下「民法改正法」という。）の施行日が、9か月後の令和4年4月1日に迫っている。

民法の成年年齢の引下げにより、18歳・19歳の若者は未成年者取消権を失う。その結果、これらの若者たちが悪質商法のターゲットにされ、若年者に消費者被害が拡大することが強く懸念されている。

平成21年10月の法制審議会の意見は、結論として「民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当」と述べながらも、①若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれの解決に資する施策が実現されること、②施策の効果が十分に発揮されること、③施策の効果が国民の意識として現れることを、引下げの前提条件としていた。

ところが、上記の条件がほとんど達成されていないにもかかわらず、平成30年の通常国会に民法改正法案が提出された。この法案は、国会審議における参考人の多くが条件整備の未達成を指摘するなか、施行まで3年10か月という異例の長期の準備期間を置くことにより成立に至った。

このような成立の経緯から、参議院法務委員会では、①知識、経験、判断力不足等の事情を不当に利用して勧誘した場合における契約の取消権（つけ込み型不当勧誘取消権）を法成立後2年以内に創設すること、②若年者のマルチ商法等への対策を検討し、必要な措置を講ずること、③実践的な消費者教育を充実すること、④成年年齢引下げについての周知徹底を図ること等の施策の実現を求める附帯決議がなされた。これらの施策は、法制審議会の求める条件が未達成のまま成立したという状況を踏まえ、施行までに必ず実現すべき課題として示されたものである。

それにもかかわらず、法成立から3年が経過し、施行が9か月後に迫った現時点においても、附帯決議の要請する施策は十分に実現されていない。つけ込み型不当勧誘取消権は、すでに法成立後2年以内という期限を経過しているにもかかわらず、創設の目処すら立っていない。また、消費者教育についても、3年間にわたる「消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を経て、本年度は「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーン」が実施されているものの、消費者被害の予防につながる実践的な消費者教育が全国的に実施されているとは言い難い。さらに、成年年齢引下げの事実自体は周知されているものの、18歳・19歳の若者が未成年者取消権を失うこ

との意味やリスクに関する周知が十分になされているとはいえない。

当会は、平成30年1月9日、「民法の成年年齢引下げに反対する会長声明」を公表し、成年年齢引下げによって生じ得る消費者被害の拡大のおそれを払拭しうる施策が整っておらず、成年年齢引下げに関する社会的な議論も十分になされていないことを指摘した上、成年年齢の引下げに反対する旨の意見を述べた。当会は今般、上記の成年年齢引下げに関する現状を踏まえ、国に対し、附帯決議に示された施策すべての速やかな実現を求めるとともに、仮に施策が実現されないときは、民法改正法の施行を延期することを求める。

以 上

2021（令和3）年6月29日

島根県弁護士会

会長 古 津 弘 也